

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

鳥獣害対策室

### 【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
(県例規集登載)

教育委員会

- 保育士登録関係手数料の徴収事務の委託
- 保安林の指定施業要件の変更予定

子ども未来課  
治山課

- 〃
- 〃

〃

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

道路整備課

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 国土調査の成果の認証

県民生活交通課  
中山間・地域振興課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十号

岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則

岡山県鳥獣保護管理員設置規則（昭和三十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二年とする」を「その任命の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で知事が定める」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百四十九号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表教育委員会の部チャレンジ・ワーク14補助金の項を次のように改める。

|                       |                           |     |                     |                   |
|-----------------------|---------------------------|-----|---------------------|-------------------|
| 部活動指導員<br>配置事業補助<br>金 | 中学校におけ<br>る部活動の適<br>正化の促進 | 市町村 | 部活動指導員の配<br>置に要する経費 | 補助対象経費の三<br>分の二以内 |
|-----------------------|---------------------------|-----|---------------------|-------------------|

# 平成30年6月12日 岡山県公報 第11998号

## ◎岡山県告示第三百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 委託した事務の内容

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）に基づく保育士の登録の申請に対する審査並びに保育士登録証の書換え交付及び再交付に係る手数料（以下「保育士登録関係手数料」という。）の徴収の事務

### 二 委託した収入の種類

保育士登録関係手数料

### 三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二  
社会福祉法人日本保育協会

### 四 委託を受けた事務を行う場所

東京都千代田区麹町一丁目六番地二 アーバンネット麹町ビル六階  
登録事務処理センター事務所

### 五 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

◎岡山県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苫田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苫田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苫田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成30年6月12日 岡山県公報 第11998号

◎岡山県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 黒土北線
- 三 道路の区域

| 区                          | 域                          | 新旧別 | 幅員           | 延長    |
|----------------------------|----------------------------|-----|--------------|-------|
| 加賀郡吉備中央町北字境二〇〇三番一地<br>先から  | 加賀郡吉備中央町北字境二〇〇三番一地<br>先から  | 旧   | 四・八<br>二二・八  | 二四〇・二 |
| 加賀郡吉備中央町北字大東二〇一〇番一<br>地先まで | 加賀郡吉備中央町北字大東二〇一〇番一<br>地先まで | 新   | 一五・四<br>二九・二 | 二四〇・二 |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧 | 幅員 | 延長 |
|---|---|----|----|----|
|   |   |    |    |    |





# 平成30年6月12日 岡山県公報 第11998号

◎岡山県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 |                     | 路線名  | 区間  | 供用開始年月日        |
|-------|---------------------|------|---|----------------|
| 県道    | 黒土北線                | 黒土北線 | 加賀郡吉備中央町北字境二〇〇三番一地先から<br>加賀郡吉備中央町北字大東二〇一〇番一地先まで | 平成三十年<br>六月十二日 |
| 線     | 山田槌ヶ原               | 西線   | 北見市哲西町八鳥字長原四一六番一地先から<br>新見市哲西町八鳥字三角高下九九五番二地先まで  |                |
|       | 玉野市槌ヶ原字山ノ鼻九二一番三地先まで |      | 玉野市槌ヶ原字市場下一三四二番一地先から                            |                |

〔二九四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お節介結婚支援機構

三 代表者の氏名

鳥越 良光

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区南中央町一番二〇号一般財団法人厚生会内

五 定款に記載された目的

この法人は、今日の晩婚化、未婚化等に伴う人口減少社会において、広く県民に対し、結婚に対する意識啓発や利他・奉仕の精神に基づくお節介人材の育成、結婚を推進する活動の支援、結婚希望者への適切な情報提供等を行い、健全な家庭生活と社会的絆の再生を通じた地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

その他の事務所の所在地

平成30年6月12日 岡山県公報 第11998号

〔二九五〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、  
 次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十年六月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間                  | 成果の名称               | 調査を行った地域 | 認証年月日           |
|------------|---------------------------|---------------------|----------|-----------------|
| 倉敷市        | 平成二十七年四月<br>～<br>平成二十九年三月 | 倉敷市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 玉島柏島の一部  | 平成三十年五月二十三<br>日 |
| 真庭市        | 平成二十八年四月<br>～<br>平成三十年三月  | 真庭市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 勝山の一部    | 平成三十年五月二十三<br>日 |
| 真庭市        | 平成二十八年六月<br>～<br>平成三十年二月  | 真庭市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 田原の一部    | 平成三十年五月二十三<br>日 |
| 真庭市        | 平成二十八年四月<br>～<br>平成三十年二月  | 真庭市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 蒜山下和の一部  | 平成三十年五月二十三<br>日 |